

2. 都道府県等における対応状況

47都道府県及び水質汚濁防止法に定める96の政令市、合計143都道府県等を対象に、土壤汚染及び土壤に係る環境問題の対応状況について調査した。

(1) 既存施策の普及・啓発状況

土壤汚染問題に関する都道府県等の啓発活動について尋ねたところ、表25のとおりであった。なお、「その他の活動」については、例えば都道府県等の作成する環境白書への土壤汚染の現状についての掲載、水質汚濁防止法に定める有害物質使用特定事業場への立ち入り調査の際の啓発活動などがある。

表25 土壤汚染問題に関する啓発活動

	(複数回答有)	
	団体数	昨年度結果
土壤環境基準に関するパンフレット等の作成、配布	11	8
調査対策指針に関するパンフレット等の作成、配布	5	3
土壤汚染に関する研修会等の実施	4	0
(条例、要綱、指導指針等に基づかない)土地改変等の際の事業者への周知、指導	15	19
その他の活動	39	43
行っていない	80	75
合計回答団体数	143	140

(2) 条例等の制定状況

土壤汚染対策に関連する条例等を制定している48都道府県等について、その内容を分類すると表26のとおりである(地域ブロック別の条例等制定地方公共団体数は表9に、地方公共団体の名称は別添に示す。)

表26 都道府県等における条例、要綱、指導指針等の制定状況

	(複数回答有)	
	団体数	昨年度結果
公有地取得/売却の際に、土壤汚染の有無の確認を土地所有者に行わせるもの	3	3
公有地以外の工場跡地等の用途転換・再開発の際に土壤調査を事業者を実施させる条例等	17	17
上記調査の結果、土壤汚染が判明した場合に汚染原因者に所要の対策を行わせる、又は対策のための費用を汚染原因者に負担させる条例等	12	10
事業者が行う自発的な土壤汚染の調査の結果を自治体に報告させる条例等	12	12
土壤汚染の存在する場所の情報の登録、管理等を行う条例等	5	5
土壤汚染の調査・対策に関する技術的な事項を示した条例等	11	10
土壤の汚染の有無の判断基準として、土壤環境基準以外の独自の基準を設けている条例等	3	5
土壤汚染の防止、有害物質の地下浸透規制に関する訓示的条項を含む条例等	27	28
外部から搬入される土砂の分析を事業者に行わせ、土壤汚染の未然防止を図る条例等	10	9
その他	7	6
合計回答団体数	48	46

注) 昨年度までに把握された条例等について報告内容の変更がなされたものがある。

(3) 補助融資制度の保有状況

都道府県等において、土壤汚染が判明した場合、事業者又は土地管理者に対し、調査や汚染回復対策、モニタリング費用の一部に対する補助、融資等の資金援助を行うことができる制度の保有状況は、表27のとおりである。現在37都道府県等で補助や融資制度を有している(都道府県等の名称は別添に示す)。

表27 補助融資制度を有している都道府県等数

	団体数	昨年度結果
補助融資制度を有している	37	38
補助融資制度はない	106	102
合計回答団体数	143	140

(4) 土壌汚染調査・対策に係る予算

土壌汚染の調査・対策に係る事業を平成14年度当初予算において予算化しているかどうかを都道府県等に対して尋ねたところ、表28のとおり、110都道府県等で何らかの調査等を予算化している。

表28 土壌汚染調査・対策に係る事業の予算化状況

	団体数	昨年度結果
予算化している	110	101
土壌環境基準の適合状況に関する調査(農用地土壌汚染防止法に基づくものを除く)	13	13
ダイオキシン類・未規制物質に関する土壌調査	109	96
土壌環境に関する事件、苦情等に対応するための土壌調査(上記2項目に係るものを除く)	11	8
原因者が不明の場合の土壌汚染対策	2	3
土壌汚染の対策後の監視調査	5	7
その他	4	2
特に予算化していない	33	39
合計回答団体数	143	140

(5) 事業者の協力の状況

土壌汚染の対策指導にあたっては事業者の協力が必要であることから、都道府県等に対し、事業者の協力が得られなかった経験があるかどうかを尋ねたところ、表29のとおり、多くの都道府県等では協力が得られているが、一部に協力が得られなかった経験を持つ団体がある。

表29 事業者の協力の状況

	団体数	昨年度結果
自治体を実施しようとする私有地内の土壌の調査に協力が得られなかった	7	6
土地の履歴等、土壌に関する情報の提供を求めたが協力が得られなかった	0	1
土壌の汚染に係る調査の実施を指導したが協力が得られなかった	12	12
土壌の汚染に係る対策の実施を指導したが協力が得られなかった	8	7
土壌の汚染に係る情報の保管、承継を求めたが協力が得られなかった	0	0
その他の場面	3	3
指導にあたっては、すべて協力が得られている	86	83
指導を行った例がない	33	36
合計回答団体数	142	140

(6) 土地に関する情報の管理状況

調査・対策指針において、土壌汚染対策の実施に係る記録の作成・保管を示していることから、土壌汚染調査・対策に係る情報及びその他の土地に係る履歴情報の管理状況について尋ねたところ、表30、31のとおりであり、土壌汚染調査・対策に係る情報を43都道府県等が文書等で管理している。また、その他の土地の履歴については、現存の工場等における有害物質の現在の使用状況等を管理している都道府県等が多い。

表30 土壌汚染調査・対策に係る情報の管理状況

	(複数回答有)	
	団体数	昨年度結果
関係文書(紙)を台帳で管理	43	52
電子媒体によるシステム化(データベース化、GIS化等)	6	4
定まったシステムはない	84	78
延べ回答数	133	134
合計回答団体数	125	123

表31 土地の履歴に係る情報の管理状況

	(複数回答有)	
	団体数	昨年度結果
現存の工場、事業所等における有害物質の現在の使用状況	108	96
現存の工場、事業所等における有害物質の過去の使用状況	59	56
有害物質を使用していた工場、事業場等の過去の存在状況	43	33
廃棄物処分場の台帳	63	61
自治体が関与して土壌汚染の封じ込め処理を行った場所に関する情報	18	23
事業者が自ら土壌汚染の封じ込め処理を行った場所に関する情報	14	15
過去の地図、土地利用図、航空写真	20	21
地質の分布、性状、地下水の流動状況等の水文地質状況	13	14
その他の情報	5	5
特に情報はない	17	21
合計回答団体数	143	140

(7) 国への要望

土壌汚染対策に係る国への要望について尋ねたところ、表32のとおりであり、要望の多かった項目のうち、事業者等への啓発事業については、経済的・効果的な調査・回復技術の情報提供や事業者等が実施した先進事例の紹介を要望するものが多く、また、自治体に対する財政的支援措置については、自治体が行う土壌調査・対策に対する補助や地方財政措置を要望するものが多い。

具体的には、表33のような要望があった。

表32 国への要望

	団体数	(複数回答有) 昨年度結果
事業者等への啓発事業	95	82
自治体に対する財政的支援措置	91	61
自治体への土壌汚染調査・対策技術に関する情報提供の充実	55	38
自治体への土壌汚染の対策事例に関する情報提供の充実	61	41
調査・対策技術の開発普及	49	35
その他	12	35
合計回答団体数	141	138

表33 具体的記述の主な内容

<p>地方自治体への財政支援：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査費・対策費に対する補助 ・緊急的な調査・対策に対する財政支援 <p>事業者への支援・啓発：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資等の資金援助 ・事業者への啓発 ・不動産取引業界等への啓発 <p>技術開発普及・調査研究：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安価かつ効率的な対策技術の開発普及 ・簡易分析法の開発 ・資力に乏しい事業者にも適用可能な浄化技術の開発普及 ・汚染原因者特定のための調査手法に関する研究及び情報の提供 <p>情報提供：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等による個別の調査・対策事例に関する情報の提供及びデータベース化 ・対策費用に関する情報の提供 ・土壌調査・対策技術に関する情報の提供 ・新しい対策技術についての評価に係る情報の定期的な提供 ・汚染土壌受入施設に関する情報の提供 ・自然的原因により指定基準を超過する土壌の分布等に関する情報の提供 ・土壌汚染に係るリスクコミュニケーション事例に関する情報の提供 ・ホームページ等による情報提供及び問い合わせ先の情報の整備 <p>制度の確立：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油による土壌汚染の回復措置に係る法制度の確立
